

仕様書

- 第1 件名
令和4年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に係るオンライン広告業務委託
- 第2 契約期間
令和4年12月15日から令和5年3月31日まで
- 第3 履行場所
公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所
- 第4 目的
TCVBの運営する東京の観光公式サイト「GO TOKYO (<https://www.gotokyo.org/>)」（以下「サイト」という。）への旅行前の海外利用者の訪問拡大を図る。対象市場の状況に応じて戦略的にターゲットに訴求する広告を実施することにより、訪都意欲の醸成を目指す。
- 第5 委託内容
- 1 全般について
 - （1）第4に掲げる目的に基づき、広告実施対象地域の現地在住者の視点を十分に取り入れ、東京の魅力が海外で的確に伝わるように、オンライン広告を実施すること。
 - （2）各市場特性やインバウンド需要の回復状況等を踏まえた上で、戦略的・効果的に実施すること。また、各市場における興味関心やターゲット層等を綿密に分析し、効果的なコンテンツと手法を用いて、ターゲットに訴求すること。
 - （3）新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大と渡航制限等の状況を踏まえ、情報発信のスタンスに十分な留意を行うこと。発信に当たっては、他国・他都市の観光セクターによる発信の動向も注視しながら、発信内容を検討すること。
 - （4）本事業の実施体制を明確化し、体制管理を徹底すること。
 - （5）業務の詳細についてTCVBと協議の上決定し、進捗状況を綿密にTCVBに報告すること。実施に当たっては、TCVBの承認を経て決定すること。
 - （6）東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平、かつ、専門的な視点で事業を運営すること。
 - 2 検索サイトやソーシャルメディア等を活用したオンライン広告掲出
 - （1）広告設計・運用
代表的な検索サイトやソーシャルメディア等を活用して戦略的・効果的にオンライン広告を掲出し、サイトへ誘導すること。
 - ア) ターゲットと言語
訪都旅行を計画中又は訪都旅行に関心のある、訪都前下表①から③の対象に向けた広告とすること。広告設計に当たっては、綿密な現状分析・ターゲット分析を行い、それらに基づいて対象とする国/地域、属性等、ターゲットを明確にし、訪都意欲を醸成するアプローチ等を行うこと。なお、露出配分は原則として①英語版の必須国を優先とするが、各国/地域の潜在的な訪都旅行者数等も加味すること。ランディングページは、分析に基づくターゲット

属性に最適なページをTCVBと協議の上で設定すること。

No.	区分	ターゲット詳細	ランディングページ
①	英語版	(必須) アメリカ、オーストラリア (提案可) イギリス、カナダ、シンガポール	https://www.gotokyo.org/en/ 配下
②	繁体字版	(必須) 台湾 (提案可) 香港	https://www.gotokyo.org/tc/ 配下
③	タイ語版	タイ	https://www.gotokyo.org/th/ 配下

イ) 広告掲出媒体

上記ア) で選定したターゲットの居住国/地域において、適切かつ高い広告効果の見込まれる検索サイトやソーシャルメディア等を選定し、広告を実施すること。TCVBが運営する以下のFacebookアカウントを活用した広告は必ず含めること。

- ・英語版Facebook : <https://www.facebook.com/GoTokyo.en>
- ・中国語繁体字版Facebook : <https://www.facebook.com/GoTokyo.cht>
- ・タイ語版Facebook : <https://www.facebook.com/GoTokyo.th>

ウ) 広告手法

最も効果的な露出となるよう広告の内容、広告表示回数、目標とするサイトへの誘導数、フォロワー獲得数等を設定し実施すること。また、上記イ) 以外にも効果的な媒体・手法等があればTCVBと協議の上実施すること。直帰率を下げ、サイト滞在時間や平均ページ閲覧数を上げる提案・手法が望ましい。なお、新たに広告アカウントの開設等が必要な場合は、受託者の責任及び費用負担において実施すること。

エ) 広告コンテンツ

バナー等のデザインが必要な広告を掲出する際は、当該市場で訴求力の高いデザインを提案し、制作すること。原稿、キャッチコピー等については、対象言語を母国語とする者、又は同等レベルの者から監修を受け、ターゲットにとって違和感なく訴求性の高い表現とすること。

オ) 広告効果の最適化

広告手法・頻度・デザイン等の柔軟な見直しやABテスト等のWEBマーケティングの実施、追加措置等を図り、効果を最適化すること。また、広告効果を高めるに当たり、付加的な施策として具体的な手法があれば提案すること。これらの取組は、本事業の委託の費用内において行うこと。

カ) 掲出期間

受託開始後速やかに掲出開始し、令和5年3月中旬頃までとする。効果的な広告掲出スケジュールを作成し、TCVBの承認を得ること。

キ) その他

広告の設定費、制作費、測定費等の一切は本委託費用に含まれるものとする。また、本事業において新たに広告アカウント等を開設した場合、広告の実施状況を確認するため、WEB広告媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーIDとパスワードをTCVBに開示すること。事業終了後はTCVBが当該アカウント等の保有権を持つものとする。

(2) 効果測定及び報告

掲出した広告の実施効果を測定し、以下のとおり報告すること。

- ア) 期間：週次・月次・最終報告を基本とすること。
- イ) 内容：広告の表示回数、クリック数、クリック率、広告からサイトへの流入数、フォロワー増加数等をKPIとして設定し、報告すること。また、その結果に応じた改善策を本事業の委託の費用内にて実施すること。最終報告には、数値状況・要因分析・取得された知見・次回実施の場合の改善提案（ランディングページの提案を含む）を必ず含め、概要版及び全体版としてまとめて提出すること。事業完了後、速やかに最終報告書を作成し、TCVBに提出すること。
- ウ) その他：パラメータや広告計測タグの設定等、測定に際して必要な準備がある場合は受託者の責任及び費用負担において実施すること。

第6 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ文書により申し出、TCVBの承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第7 秘密の保持

受託者は、第6によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第6によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第8 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第9 個人情報の保護等

- 1 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- 2 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するためにTCVBが収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。
 - ・本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
 - ・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）がシステムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 3 本事業の遂行にあたり第6によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
 - ②一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

第10 提供資料の管理・取扱

- 1 取得した資料の情報管理は徹底し、内容を第三者に漏らしてはならない。
- 2 本事業実施においてのみ使用し、委託終了後は速やかに提供された情報及び関連するデータを破棄・消去しなくてはならない。

- 3 情報の漏えい等によりTCVBに損害を及ぼした場合はその損害を賠償しなくてはならない。

第11 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

第12 その他

- 1 TCVBが必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと事前に協議すること。
- 3 TCVBは必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 4 感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。

以上

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 山本、北澤 電 話：03-5579-2683 E-mail： a.yamamoto@tcvb.or.jp kitazawa@tcvb.or.jp
